

鹿追町監査委員公表第5号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和8年2月2日

鹿追町監査委員 野村 英雄

鹿追町監査委員 清水 浩徳

鹿 監 号
令和 8 年 2 月 2 日

鹿 追 町 長 喜 井 知 己 様
鹿 追 町 議 会 議 長 上 嶋 和 志 様
鹿 追 町 国 保 病 院 長 白 山 真 司 様

鹿 追 町 監 査 委 員 野 村 英 雄

鹿 追 町 監 査 委 員 清 水 浩 徳

令和 7 年 度 随 時 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査を実施したので、同条第 9 項及び鹿追町監査委員監査基準第 14 条の規定により、その結果を次のとおり提出します。

1 監査の概要

- (1) 監査実施内容 国保病院における薬品管理について、令和7年度は4回の在庫確認調査を実施することとしている。本調査は第4回目となるものである。
- (2) 監査実施期間 令和8年2月2日
- (3) 監査方法 病院から提出された薬品リストから薬品を抽出し、その数量及び管理状況について調査を行った。適宜担当者に説明を求めながら実施した。

2 監査の結果

内服薬・外用薬・注射薬及びワクチン類の数量及び管理状況を調査した結果、全て適正に管理されていることを認める。

患者が入院時に持参する薬品については、使用者が限定されるため在庫となり、期限切れにより廃棄処分となるものもあるが、これについても適切に管理が行われていると認める。

また、麻薬類については、仕入れる際に卸業者立ち合いのもと数量確認を行い、二重施錠により保管されている。管理状況及び在庫数も適正であると認める。

今後においても、薬品に関して厳重かつ効率的な管理の継続を求める。